

厚生労働科学研究費補助金取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて

(平成18年3月31日厚科第0331002号厚生科学課長決定)

(平成22年3月31日科発0331第5号一部改正)

1 趣旨

厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。)第3条第9項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間について、それぞれ以下のとおり取り扱うこととする。

2 取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金の取扱い

取扱規程第3条第9項の規定による特定給付金とは、次に掲げる事業等により交付される給付金とする。

- (1) 食品健康影響評価技術研究
- (2) 戦略的情報通信研究開発推進制度
- (3) 地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業
- (4) 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援
- (5) 民間基盤技術研究促進制度
- (6) 消防防災科学技術研究推進制度
- (7) 科学研究費補助金
- (8) 戦略的創造研究推進事業(「社会技術研究開発事業」を含む)
- (9) 科学技術振興調整費
- (10) 地球観測システム構築推進プラン
- (11) 原子力システム研究開発事業
- (12) キーテクノロジー研究開発の推進
- (13) 世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)
- (14) 大学院教育改革推進事業(うちグローバルCOEプログラム)
- (15) 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業
～近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究の推進～
- (16) 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業
- (17) 海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム
- (18) 原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ
- (19) 地球規模課題対応国際科学技術協力事業
- (20) ナノテクノロジーを活用した環境技術開発

- (21) 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）
- (22) 研究成果最適展開支援事業
- (23) 宇宙利用促進調整委託費
- (24) 先端的低炭素化技術開発
- (25) 産学イノベーション加速事業
- (26) 最先端研究開発支援プログラム
- (27) 保健医療分野における基礎研究推進事業
- (28) 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
- (29) イノベーション創出基礎的研究推進事業
- (30) 産業技術研究助成事業
- (31) 大学発事業創出実用化研究開発事業
- (32) 石油・天然ガス開発・利用促進型事業
- (33) 地域イノベーション創出研究開発事業
- (34) 省エネルギー革新技术開発事業
- (35) 運輸分野における基礎的研究推進制度
- (36) 建設技術研究開発助成制度
- (37) 循環型社会形成推進科学研究費補助金
- (38) 地球温暖化対策技術開発等事業
- (39) 環境研究総合推進費

3 取扱規程第3条第9項の規定による補助金を交付しないこととする期間の取扱い

取扱規程第3条第9項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の他の用途への使用をし、又は当該他の用途への使用を共謀し、その他特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けたこと若しくは当該偽りその他不正の手段による経費の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間前項各号の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。